本則中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号並びに第二項各号に掲げる事業」に、「次の各号」を「次」に改め、本則第一号中「法」を「旧法」に改め、本則第二号及び第三号中「二次予防事業対象者」を「旧二次予防事業対象者」に改め、本則第三号から第六号までの規定中「居宅要支援被保険者等」を「旧居宅要支援被保険者等」に改め、本則を本則第二項とし、本則に第一項として次の一項を加える。

1　介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同項第一号に規定する居宅要支援被保険者等に対して次に掲げる事業として行われる資産の譲渡等（当該事業の利用者の選定により、通常の事業の実施地域（当該事業を行う事業所が通常時に当該事業に係るサービスを提供する地域をいう。以下この項において同じ。）以外の地域の居宅において当該事業を行う場合に要した交通費を対価とする資産の譲渡等又は通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して当該事業を行う場合における送迎を除く。）

一　法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業

二　法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業

三　法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活支援事業

四　法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業

○厚生労働省告示第二百三十二号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第五号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成十八年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四号イ中「要支援状態」の下に「（以下「要介護状態等」という。）」を加え、「第百十五条の四十五第六項」を「第百十五条の四十五第一項第一号」に改め、「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業」の下に「及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号並びに第二項各号に掲げる事業」を加え、同号に次のように加える。

ハ　医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十二の八各号に掲げる事業を行う事業（ロに掲げる事業を除く。）

ニ　介護を受ける老人の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

ホ　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある介護を受ける老人に対する総合的な支援を行う事業

○厚生労働省告示第二百三十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の八第二項及び第二十九条の三第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条の三第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を次のように指定し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

租税特別措置法第十三条の三第一項各号及び第四十六条の二第一項各号の規定の適用を受ける建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品は、次に掲げる建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品とする。ただし、第三号から第六号までに掲げる建物及び建物附属設備にあってはこれらの建物及び建物附属設備を有する者の雇用する労働者が使用するものに限り、第八号から第十三号までに掲げる車両及び運搬具並びに器具及び備品にあっては医療業、児童福祉事業、老人福祉・介護事業又は障害者福祉事業を営む者がこれらの事業の用に供しているものに限る。

一　事業所内保育施設（次に掲げる基準を満たす保育施設をいう。）

イ　その者の事業所（社宅を含む。）の敷地（その近接地を含む。）内又はその者の雇用する労働者の通常の通勤の経路に設置される保育施設（保育を必要とする乳児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。以下この号において同じ。）又は幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。以下この号において同じ。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設をいう。以下この号において同じ。）であって、継続的にその用に供されることが見込まれるものであること。

ロ　乳幼児（乳児又は幼児をいう。以下この号及び次号において同じ。）の収容定員（ハ及びニにおいて「収容定員」という。）が六人以上であること。

ハ　保育施設の構造及び設備が、次に掲げる基準を満たしていること。

(イ)　乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育施設には、乳児室、調理室（収容定員が十九人以下の保育施設にあっては、調理設備。(ニ)において同じ。）及び便所が設置されていること。

(ロ)　乳児室の面積は、乳児又は(イ)の幼児一人当たり一・六五平方メートル以上であること。

(ハ)　乳児室の構造は、乳児又は(イ)の幼児が自ら容易に入退室できないものであること。

(ニ)　満二歳以上の幼児を入所させる保育施設には、保育室、調理室及び便所が設置されていること。

(ホ)　保育室の面積は、(ニ)の幼児一人当たり一・九八平方メートル以上であること。

(ヘ)　保育室及び乳児室を設置する場合は、保育室と乳児室とが区画されていること。

(ト)　乳児室又は保育室（以下ハにおいて「保育室等」という。）には、適当な採光及び換気の設備を備えること。

(チ)　保育室等を二階に設ける建物は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。ニ(イ)において「設備運営基準」という。）第四十三条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を、保育室等を三階以上に設ける建物は、同号イからハまで、ヘ及びトに掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たすこと。

(1)　保育施設の調理室又は調理設備（以下(1)及び(リ)(1)において「調理室等」という。）（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と保育施設の調理室等の部分が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(i)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ii)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室等の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(2)　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3)　保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(リ)　便所が次に掲げる基準を満たしていること。

(1)　手洗い設備が設けられるとともに、保育室等及び調理室等と壁で区画されていること。

(2)　便所の数が、おおむね幼児二十人につき一以上であること。

(ヌ)　消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられ、かつ、非常口が通常の出入口と別に設けられていること。